

公表日 令和7年7月15日

男性労働者の育児休業等の取得割合

100% (4人 / 4人)

説明欄

【対象期間】

令和6年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

【計算式】

男性労働者の育児休業等取得者数 ÷ 配偶者が出産した男性労働者の人数 × 100

【補足説明】

「育児休業等」とは、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（産後パパ育休を含む）及び、法23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について、所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業を合わせたものを指します。